

平成27年6月5日
総務省関東管区行政評価局

国の債権管理等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告

－埼玉県内の主な事例－

総務省では、国の債権管理等の事務の適切かつ効率的な実施を図る観点から、国の債権の管理業務の実施状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況を横断的に調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について平成27年6月5日に関係府省に勧告しました。

関東管区行政評価局は、平成26年4月から7月までの間、埼玉県内に所在する7機関の現地調査を担当しており、当該調査結果により把握した事例が上記勧告に反映されました。その主な事例は以下のとおりです。

【本件連絡先】

総務省関東管区行政評価局
第二部第3評価監視官 加藤、石田
電話：048-600-2333（直通）
FAX：048-600-2338

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html

(注) 関東管区行政評価局の調査結果に基づく事例以外の内容につきましては、「総務省行政評価局内閣、総務、規制改革等担当（電話：03-5253-5442(直通)）」に御照会ください。

国の債権管理等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

背景等

- 平成25年度末の国の歳入金債権の現在額は、約8.2兆円。このうち、履行期限が到来した債権の現在額は、約2.7兆円
- 国の債権を適切に管理・回収することは、国の財政上の利益を確保し、債務者間の不公正やモラルの低下を招かないようにするためにも重要
- 平成19年6月、①マニュアルの整備、②情報開示の充実、③滞納の拡大防止、などを総務省が全府省に対して勧告

勧告日：平成27年6月5日

勧告先：11府省（内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

※ 抽出機関数：15府省等92機関

（埼玉県内：関東財務局、国立障害リハビリテーションセンター、関東経済産業局、関東地方整備局、関東地方環境事務所、防衛医科大学校、中部航空方面隊司令部）

※ 抽出債権案件：2,469件 <約382億円>

うち指摘案件数：231件(約10%) <約7.4億円(約2%)>

適切かつ効率的な債権管理の一層の推進

《主な勧告事項》

債権管理事務の適切かつ効率的な実施

- 回収業務、不納欠損処理の早急な実施
- リスト化による進行管理等の実施
- 定期的な情報開示の充実（不納欠損処理の事由等の公表）

滞納の拡大防止対策の的確な実施

- 住基ネット活用の対象範囲及び回数拡大
- 滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置
- 勤務先の情報を取得する仕組みの構築

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

主な調査結果

国有地を不法占有しているが、債務者に損害賠償金の請求を未実施(3府省等11事例)

埼玉県内(4事例)

債務者の居所が不明であるが、関係機関に速やかな照会を未実施(7府省等15事例)

債務者が財産を保有しているが、差押えを未実施(10府省等24事例)

埼玉県内(3事例)

督促や強制履行を実施しないまま、消滅時効が完成し債権回収が困難(10府省等160事例)

埼玉県内(13事例)

※ 指摘した231案件(7.4億円)のうち、160案件(約4.7億円)で消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている

回収見込み有

回収困難※

勧告

回収業務の早急な着手

不納欠損処理の早急な実施

リスト化による進行管理等の実施

有効な時効中断措置を講じず、債権を時効消滅させた機関

不納欠損処理の事由等の公表

2 滞納の拡大防止対策の的確な実施

主な調査結果

労働者災害補償保険年金の過払いを抑制するため、住基ネット(※)の活用に拡大の余地あり(厚生労働省)

※ 住民基本台帳ネットワークシステムのこと。受給者データと同システムとのデータを突合させて、生存確認を行うことができる。

道路占用料を滞納しているが、道路占用の更新を認め、滞納額を拡大(国土交通省6国道事務所等9事例)

国有地の貸付料等を滞納しているが、使用の継続を認め、滞納額を拡大(2府省7事例)

債権回収に有効な情報(勤務先情報)を取得せず、債務者は所在不明となり、回収が困難(4府省27事例)

埼玉県内(4事例)

勧告

住基ネット活用の対象範囲及び回数拡大

滞納者に国有地等の使用許可、契約の更新を認めないなどの措置

勤務先の情報を取得する仕組みの構築

埼玉県内の主な事例

1 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

○ 国有地を不法占有しているが、債務者に損害賠償金の請求を未実施

債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登録せず、適切な債権管理を行っていない（関東地方環境事務所（4事例：約812万円））。

報告書P50

○ 債務者が財産を保有しているが、差押えを未実施

債務者（法人）に対して、平成10年度から21年度にかけて国立公園利用者の宿泊施設（旅館）として土地の使用を許可しており、そのうち使用料の一部（10年度から17年度までの使用料及び19年度の使用料の一部）が滞納されたことに伴い物件使用料債権が発生しているが、差押えを行っていない（関東地方環境事務所：約1,065万円）。

（注） 1 本債権については、当初、環境省大臣官房会計課において、管理していたが、平成20年6月に関東地方環境事務所に債権管理事務が引き継がれている。

2 上記の事例のほか、国立障害者リハビリテーションセンター（2事例：約12万円）

報告書P77

○ 督促や強制履行を実施しないまま、消滅時効が完成し債権回収が困難

昭和60年9月に発生した入院費に係る病院等療養費債権について、時効中断措置や強制履行の手続を行なわないまま、消滅時効を完成させている（防衛医科大学校：約7万円）。

（注） 上記の事例のほか、国立障害者リハビリテーションセンター（2事例：約12万円）、関東地方環境事務所（3事例：約150万円）、防衛医科大学校（6事例：約155万円）、関東地方整備局（1事例：約74万円）

報告書P108

2 滞納の拡大防止対策の的確な実施

○ 債権回収に有効な情報(勤務先情報)を取得せず、債務者は所在不明となり、回収が困難

昭和60年9月に発生した入院費に係る病院等療養費債権(6万7,230円)について、同年10月に債務者に納入告知を行い、同月内に1,230円の弁済を得ている。

しかし、債権の発生後間もない同年12月には、債務者に電話をかけるものの、不通となった以降は、債務者との連絡が途絶え、昭和63年10月に同債権の消滅時効を完成させて、残額の回収が困難となっている(防衛医科大学校：約7万円)。

(注) 上記の事例のほか、防衛医科大学校(3事例：約105万円)

報告書P168